

神戸 2025 ビジョン策定支援業務委託 企画提案募集要領

1 案件名称

神戸 2025 ビジョン策定支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市においては、総合基本計画における第5次神戸市基本計画の実行計画である「神戸 2020 ビジョン（計画期間：2016 年度～2020 年度）」が最終年度をむかえることから、神戸 2020 ビジョンの総括等を踏まえ、次期実行計画「神戸 2025 ビジョン」の策定が必要となっている。

また、神戸 2025 ビジョンにおいては、「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」に基づき策定する地方版総合戦略「神戸創生戦略」と一体的に運用していくため、神戸創生戦略の内容を織り込む形で一本化した計画を策定する。

そのため、策定にあたっては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年 12 月 20 日閣議決定）及び「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和元年 12 月版）を勘案するとともに、令和元年度に改訂した「神戸人口ビジョン（改訂版）」（地方人口ビジョン）等を踏まえて実施する。

(2) 業務内容

別紙「神戸 2025 ビジョン策定支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 10,000,000 円（消費税・地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和 3 年 3 月 31 日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 市側から提供する資料等

本市が保有する統計データ等を必要に応じて活用できる。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「頭書」及び「委託契約約款」のとおり

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる要件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 平成 30・31 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 公募開始（応募書類等の配布開始） | 令和2年4月2日 |
| (2) 参加申込及び質問受付締切 | 令和2年4月15日午後5時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和2年4月20日（予定） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和2年5月8日午後5時必着 |
| (5) 選定結果通知 | 令和2年5月中旬 |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和2年5月中旬 |
| (7) 事業完了 | 令和3年3月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申込の受付
 - ア 受付期間
令和2年4月2日から令和2年4月15日午後5時まで（必着）
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - イ 提出書類
 - ①参加申込書（様式1号）
 - ②参加資格確認書（様式2号）
 - ③会社概要（任意）
 - ウ 提出方法
持参又は郵送により正本1部を「9 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 質問票の受付
 - ア 受付期間
令和2年4月2日から令和2年4月15日午後5時まで（必着）
 - イ 提出方法
本企画提案募集に関して、質問がある場合は、「質問票（様式3号）」に必要事項を記載し、Eメール又はFAXにより、「9 問い合わせ先」に提出すること。
なお、件名には「神戸2025ビジョン策定支援業務委託に関する質問」と明記すること。
 - ウ 回答方法
受け付けた質問に対しては、令和2年4月20日を目途に、参加申込者全員にEメールにより回答する。
 - エ その他
電話による質問、質問票以外での質問、審査に関する質問、受付期限を過ぎた質問については回答しない。
- (3) 企画提案書等の提出
 - ア 提出書類
別紙「企画提案書等の作成にかかる留意事項」のとおり
 - イ 受付期間
令和2年4月21日から令和2年5月8日午後5時まで（必着）
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - ウ 提出方法
持参又は郵送により、正本1部、副本6部を「9 問い合わせ先」に提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 提案審査会の開催

令和2年5月中旬に神戸市役所内にて実施予定。

詳細については、応募者に別途連絡する。

(2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		評価基準	配点
実施内容	設定課題に関する提案内容	提案内容の着眼点、構成が優れているか。	20点
		提案内容を裏付ける具体的な根拠の提示や論理構築がなされているか。	20点
	業務内容及び内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、方向性が的確かどうか。	20点
実施体制	人員及び実績	本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	20点
	参考見積及び工程の妥当性	積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。	10点
地域性		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。	10点
合計			100点

(3) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、提案審査会が行い、その意見を受けて選定する。

イ 提案審査会委員は、応募者が企画提案書に基づき実施するプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。

ウ 提案審査会委員は、「(2) 評価基準」に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が基準点(60点)を超えたもののうち、最も平均点が高い応募者を、委託候補者とする。

エ 審査の結果、平均点が高い応募者が複数あった場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い応募者を、委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同数の場合は、くじ引きにより決定する。

- ・「設定課題に関する提案内容」の合計点数
- ・「業務内容及び内容の理解度」の点数
- ・「人員及び実績」の点数
- ・「見積及び工程の妥当性」の点数

オ 提案審査会の委員名は、公表しない。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 提案審査会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、審査の内容等に関する問い合わせには応じないものとする。

8 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 全ての企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (7) 参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8号）」を「9 問い合わせ先」まで持参又は郵送にて提出すること。

9 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館12階

神戸市企画調整局企画課政策調査係 竹村、上田

電話番号：078-322-6951

FAX：078-322-0323

E-mail：tokku@office.city.kobe.lg.jp